

警察における犯罪被害者支援について

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ、犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めている。

主な支援内容

- ① 捜査等の過程における情報提供
- ② 精神的被害の回復への支援
- ③ 経済的負担の軽減に資する支援
- ④ 安全の確保、性犯罪被害者への支援等
- ⑤ 関係機関・団体などとの連携

① 捜査等の過程における情報提供

「被害者の手引」の作成・配布



刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者の方が利用できる制度、各種相談機関・窓口等についてわかりやすく説明したパンフレット「被害者の手引」を作成し、捜査員等が被害者の方から事情聴取を行った際などに内容を説明の上、配布している。

指定被害者支援要員制度



殺人、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故等の、事案発生直後から支援活動が必要となる犯罪被害者やそのご遺族の方に、あらかじめ指定された警察職員が、病院への付き添い、刑事手続等の説明、民間支援団体の紹介等の各種支援活動を行っている。

① 捜査等の過程における情報提供

被害者連絡制度

警察からの連絡を希望する方(身体犯や重大な交通事故事件の犯罪被害者又はそのご遺族)に対し、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行っている。

② 精神的被害の回復への支援

カウンセリング体制の整備



犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者の方に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。

- カウンセリングに関する専門的技術等を有する職員の配置
- 精神科医や民間のカウンセラーとの連携
- カウンセリング費用の公費負担制度

③ 経済的負担の軽減に資する支援

犯罪被害給付制度

遺族給付金

重傷病給付金

障害給付金

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の方のご遺族や、重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者の方に対して、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことを支援するため、国が犯罪被害者等給付金を支給するもの。

区分	年度別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請に係る被害者数(人) (申請件数(件))		452 (552)	460 (536)	390 (454)	386 (455)	385 (470)
支給裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))		422 (523)	390 (470)	353 (414)	295 (332)	316 (393)
不支給裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))		33 (36)	50 (54)	44 (47)	34 (38)	59 (68)
【合計】裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))		455 (559)	440 (524)	397 (461)	329 (370)	375 (461)
裁定金額(百万円)		991	882	1,001	724	1,029

③ 経済的負担の軽減に資する支援

公費負担制度

身体犯被害者の初診料等

司法解剖後の遺体搬送費等

一時避難場所の確保等

性犯罪被害者に対する緊急避妊経費等

等

犯罪被害給付制度のほか、犯罪被害者等に対する経済的負担を軽減するため、身体犯被害者の方が病院にかかる際の初診料・診断書料、自宅が事件現場になるなど、居住が困難になった場合における一時避難のための宿泊費、性犯罪に遭われた方が病院にかかる際の緊急避妊費用等を公費により負担するもの。

④ 安全の確保、性犯罪被害者への支援等

再被害防止措置の推進



犯罪被害者の方やその親族、関係者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、継続的な対応が必要な犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、状況に応じて被害者等の自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールを強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、犯罪被害者への危害を未然防止するための様々な対策を講じている。

性犯罪被害者への支援等



性犯罪被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、全国共通番号(#8103)を導入しているほか、被害者の方が希望する性別の捜査員による対応、緊急避妊等の経費負担による早期受診の促進等を図っている。また、研修や教養等を通じ、性犯罪捜査に知見を有する捜査員の育成を推進している。

⑤ 関係機関・団体などとの連携

犯罪被害者等早期援助団体との連携

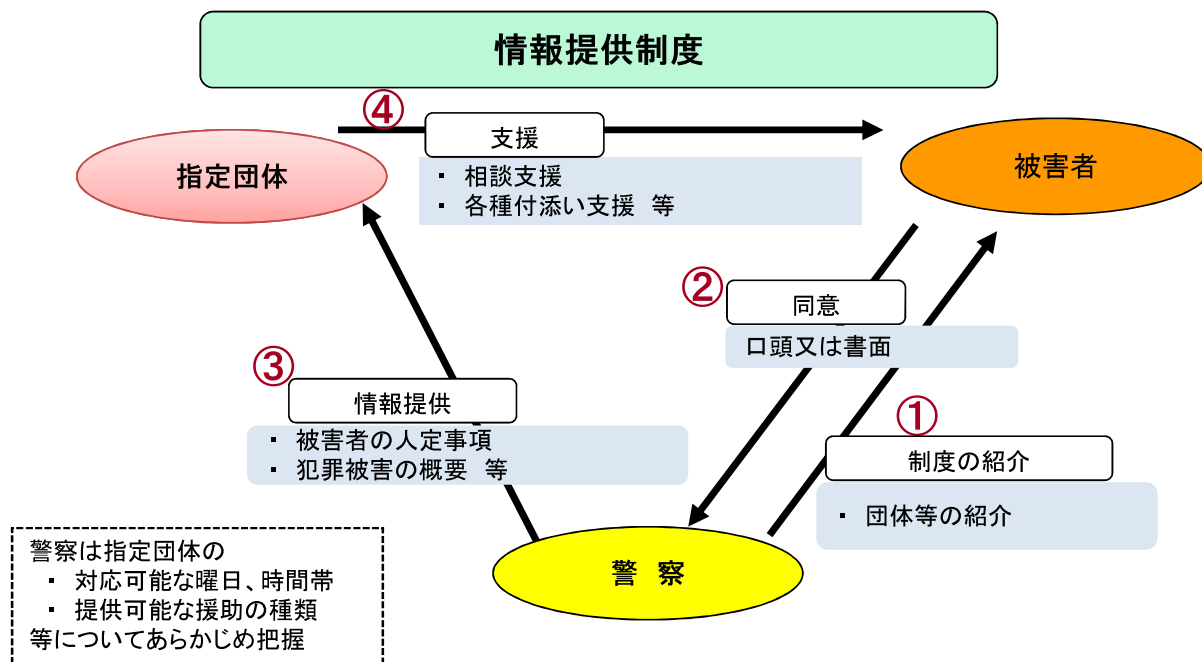
犯罪被害者等早期援助団体 犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人(都道府県公安委員会が指定)

【事業内容】

- ☆ 被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- ☆ 犯罪被害等に関する相談
- ☆ 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- ☆ 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助

【指定による効果】

- ◎ 公的認証により社会的信用が高まり、被害者等が安心して援助を受けられる。
- ◎ 警察から被害者の氏名、住所等の情報の提供を受けることができ、能動的なアプローチができる。



⑤ 関係機関・団体などとの連携

警察と関係機関・団体などとのネットワークの構築

犯罪被害者の方のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関する事など極めて多岐にわたることから、全都道府県に「被害者支援連絡協議会」が設置されている。この連絡協議会の下、各機関・団体等が連携・協力し、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を推進している。

